

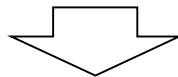
## 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

令和2年2月20日  
医療・保険課

- 令和2年4月から鳥取県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は後期高齢者に対する保健事業について、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の公布(令和元年5月22日)により、市町村に委託することができるようになった。
- 市町村では、広域連合から受託に向け、体制整備等を行っているところである。  
(令和2年度から実施予定) 鳥取市、米子市、倉吉市、若桜町、湯梨浜町、琴浦町、日吉津村、南部町、伯耆町

### 1 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することとなった背景

- ① 75歳に達した後期高齢者医療制度に移行することに伴う保健事業の断絶
  - ・日本の医療保険制度においては、75歳に到達すると、それまで加入していた国民健康保険制度等から、後期高齢者医療制度の被保険者に異動することとされ、この結果、保健事業の実施主体についても市町村等から後期高齢者医療広域連合に移ることとなり、74歳までの各保険制度での保健事業と75歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業が、これまで適切に継続されてこなかった。
- ② 後期高齢者に対する保健事業のニーズ
  - ・広域連合の中には、市町村に高齢者保健事業の委託等を行うことで重症化予防等の取組を行っている事例もあるが、多くの場合、健診のみの実施となっている状況(本県も、検診及び歯科検診が中心であり、一部の市町村(R1年度：鳥取市)で後期高齢者の重症化予防を実施)。
  - ・高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったフレイル状態になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズがある。
- ③ 後期高齢者の保健事業と介護予防の実施主体が異なることによる弊害
  - ・高齢者保健事業は後期高齢者医療広域連合が主体となって実施し、介護予防の取組は市町村が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていないという課題がある。



### 2 課題に対する対応

#### (1)実施主体について

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する 有識者会議等の議論の結果】

後期高齢者の保健事業と介護予防の課題について、市町村は住民に身近な立場からきめ細やかな住民サービスを提供することができ、かつ、介護保険や国民健康保険の保険者であるため保健事業や介護予防についてのノウハウを有していることから、高齢者の心身の特性に応じてきめ細かな保健事業を進めるため、個々の事業については、市町村が実施することが望ましい。

#### (2) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の公布

- ① 後期高齢者医療広域連合から高齢者の保健事業を市町村へ委託  
改正法において市町村が後期高齢者医療広域連合からの委託に基づき高齢者保健事業を国民健康保険保健事業や地域支援事業等と一体的に実施する枠組みを構築するため、高齢者保健事業における市町村の役割等を高齢者医療確保法等へ明確に規定。
- ② 高齢者の保健事業を実施するための検診等の情報提供  
高齢者の保健事業の基盤となる被保険者の医療・介護・健診等の情報について、後期高齢者医療広域連合と市町村の間での提供を円滑にするための規定を整備。

### 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に対する国の財政支援

#### ① 特別調整交付金を財源

国は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、調整交付金（医療給付費等の8%相当）のうち、災害その他特別事情を考慮して交付される特別調整交付金（調整交付金の1/10）を財源として交付予定。【対象】・市町村が事業全体をコーディネートやデータ分析等を行う専門職を配置する経費  
・市町村が通いの場等に派遣する専門職の経費

※あくまでも特別調整交付金の枠の中で交付されるものであり、新たな財源による財源措置が行われる訳ではない。

#### ② 特別調整交付金の保険者インセンティブ

特別調整交付金の財源のうち約100億円を活用し、各広域連合の医療費適正化の取組を評価する保険者インセンティブ分で交付。

《評価項目例》

- ・ 高齢者の特性（フレイルなど）を踏まえた保健事業の実施状況  
⇒ 取組を実施した対象者の属する市町村数が管内市町村数の3割を超えているか。  
国民健康保険の保健事業又は介護保険の地域支援事業と連携して実施した市町村数が取組を実施した市町村数の半数を超えているか。 等
- ・ 地域包括ケアの推進等（在宅医療・介護の連携、一体的実施等）  
⇒ 多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に資する取組など地域包括ケアの推進に関する取組が行われているか。  
介護予防の通いの場等において、その参加者に対して行う健康教育・健康相談等の実施 等
- ・ 専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制整備  
⇒ 広域連合に専門職を配置